

資料 4

(案)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和5年4月4日（公報登載予定日）

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。）においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

（ア）汚染水域由来でないこと。

（イ）汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

（ウ）コイヘルペスウイルス病に関し、PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和5年5月6日から令和6年5月5日まで